

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	芦別市 児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦別市は、児童手当関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦別市長

公表日

令和3年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づき、児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する特例給付をいう。以下これらを「児童手当等」という。)の受給資格者の認定・改定等の審査及び支給並びに受給者及び対象児童の管理に係る事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第1 項番56に基づく児童手当等の支給に関する事務として、次の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ② 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③ 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④ 児童手当法第26条(前年の所得の状況等)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤ 児童手当法第28条(手当の支給に関する処分等の資料の提供等)の求めに関する事務 ⑥ 児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【利用範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 番号法第9条第1項及び別表第一第56項 ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の提供の制限】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 番号法第19条第7号 ② 番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項26、30、87項 ③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第19条第1号タ及び第44条第1号タ <p>【特定個人情報の照会の根拠】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項74(地方税関係情報又は住民票関係情報)、75項(年金給付関係情報) ② 別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条(市町村民税に関する情報、住民票関係情報)、第40条の2(年金給付関係情報)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	芦別市市民福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芦別市(市民福祉部福祉課)芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7368
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芦別市(市民福祉部福祉課)芦別市北1条東1丁目3番地 0124-27-7368

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	事務の概要	⑤ 児童手当法第28条(手当の支給に関する処分)の資料の提供等の求めに関する事務	⑤ 児童手当法第28条(手当の支給に関する処分)の資料の提供等の求めに関する事務	事後	
平成29年5月1日	②法令上の根拠	③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第19条第1号力及び第44条第1号力	③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第19条第1号タ及び第44条第1号タ	事後	
平成30年5月1日	② 所属長	福祉課長 南 英樹	福祉課長 鹿山 信樹	事後	
令和1年5月1日	② 所属長	福祉課長 鹿山 信樹	福祉課長	事後	
令和1年5月1日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年6月30日	②法令上の根拠	<p>【特定個人情報の提供の制限】</p> <p>① 番号法第19条第7号</p> <p>② 番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる第26項、第30項及び第87項</p> <p>③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第19条第1号タ及び第44条第1号タ</p> <p>【特定個人情報の照会の根拠】</p> <p>① 番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる第74項(地方税関係情報又は住民票関係情報)及び第75項(年金給付関係情報)</p> <p>② 別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条(市町村民税に関する情報)</p>	<p>【特定個人情報の提供の制限】</p> <p>① 番号法第19条第7号</p> <p>② 番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項26、30、87項</p> <p>③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第19条第1号タ及び第44条第1号タ</p> <p>【特定個人情報の照会の根拠】</p> <p>① 番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項74(地方税関係情報又は住民票関係情報)、75項(年金給付関係情報)</p> <p>② 別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第40条(市町村民税に関する情報、住民票関係情報)、第40条の2(年金給付関係情報)</p>	事後	
令和2年6月30日	IIしきい値判断 1対象人数 2取扱者数	平成27年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施による